

使用料規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この使用料規程（以下「本規程」という）は、一般社団法人出版者著作権管理機構（以下「JCOPY」という）が管理する著作物の種類、利用方法および使用料を定めることを目的とする。

第2条 (取扱範囲)

JCOPY が取り扱う著作物の種類および利用方法は次のとおりとする。

- (1) 著作物の種類
 - 言語の著作物
 - 美術の著作物
 - 図形の著作物
 - 写真の著作物
 - 編集著作物
- (2) 利用方法
 - 複製利用等

第3条 (定義)

本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) JCOPY が管理する著作物
 - JCOPY が委託者から複製利用等にかかる管理の委託を受けた著作物をいう。なお、JCOPY は当該著作物のデータを JCOPY のウェブサイトに掲載する。
- (2) 利用者
 - 複製機器、コンピュータ等を自ら操作して複製利用等を行う個人、その個人が属する法人、団体または組織等であって、JCOPY が管理する著作物を複製利用等の方法により利用しようとする者をいう。
- (3) 紙媒体複製
 - 次のいずれかに該当するものをいう。いずれの場合も著作物を電子的、電磁的または光学的に記録すること（コンピュータシステムへの複製、コンピュータネットワークへのアップロードを含む）および電気通信手

段（電話回線、インターネット回線、無線通信等を含む）によって送信することは含まない。

- ① 複製機器または写真機器（マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、リーダープリンター等を含む）による、著作物の版面イメージの紙媒体への複製（当該複製によって生じた複製物からの複製を含む）。
- ② 電子的、電磁的または光学的記録媒体・装置（CD、DVD、ブルーレイディスク、USB メモリー、SD メモリーカード、ソリッドステートドライブおよびHD等、ならびに将来開発されるすべての媒体・装置を含む）に記録された著作物の版面イメージの紙媒体への複製。
- ③ 合法的な電気通信手段（電話回線、インターネット回線、無線通信を含む）によって伝達された著作物の版面イメージの紙媒体への複製。
- ④ 電子媒体複製物の紙媒体への複製。

(4) 1 ページ

- ① 紙媒体複製の場合、複製利用等の対象となる出版物の版面としての1 ページ（紙媒体複製物の1 枚ではない）をいうものとする。
- ② 電子媒体複製の場合、複製利用等の対象となる紙媒体の出版物の版面としての1 ページ（紙媒体複製物の1 枚ではない）をいうものとする。各号いずれの場合も出版物の判型または紙媒体複製物のサイズの大小は問わない。

(5) 1 論文または1 記事

雑誌、定期刊行物等に掲載された著作物においては、著作物単位をもって1 論文または1 記事とする。

(6) 紙媒体複製物

紙媒体複製によって作成された複製物をいう。

(7) 譲渡

紙媒体複製物または電子媒体複製物を利用者以外の公衆へ提供（送信を含む）すること（量の大小、対価の有無を問わない）をいう。ただし、電子媒体複製物にあつては、教育・学習機関においてその学生・生徒による利用に供することを目的とする提供は含まれない。

(8) 送信

第三者（特定の有無、人数の多寡を問わない）によって直接受信されることを目的とする無線通信または有線電気通信による送信をいう。

(9) ファクシミリ送信

ファクシミリの機能を有する機器による、著作物の版面イメージまたはその紙媒体複製物の送信（送信するために必要であり、かつ送信後破棄することを前提とした紙媒体複製を含む）および送信先の受信装置での

紙媒体複製をいう。ただし、版面の一部もしくは全部をテキスト化し、汎用的なファイルとして送信することまたは著作物を電子的、電磁的もしくは光学的に記録すること（コンピュータシステムへの複製、コンピュータネットワークへのアップロードを含む）は含まれない。

(10) 紙媒体複製利用等

紙媒体複製、紙媒体複製物の譲渡またはファクシミリ送信をいう。

(11) 恒常的紙媒体複製利用者

紙媒体複製が概ね一定範囲の従業員・職員等によって行われる場合の当該従業員・職員等をいう。

(12) 大学図書館

大学、大学院、大学校が、所属する教職員、学生の利用を目的として設置する図書館をいう。

(13) 電子媒体複製

次のいずれかに該当するものをいう。

① 紙媒体の出版物またはその紙媒体複製物の画像データ化による電子的な複製（PDF、TIFF形式等のファイルを作成する複製を含む）。

② 前号の複製物の電子的な複製。

(14) 電子媒体複製物

電子媒体複製によって作成された複製物をいう。

(15) サーバ蓄積

ネットワークでつながった複数のコンピュータ機器の要求に対してデータ等を提供するコンピュータ機器に電子媒体複製物を保存することをいう。

(16) 電子媒体複製等

電子媒体複製またはサーバ蓄積をいう。

(17) 電子媒体複製利用等

電子媒体複製等または電子媒体複製物の譲渡をいう。

(18) 外部閲覧

電子媒体複製物（送信された電子媒体複製物を利用者の受信装置で表示したものを含む）を利用者以外の第三者が閲覧することをいう。

(19) 電子媒体複製物閲覧端末数

電子媒体複製物を閲覧することが可能な機器の数をいう。

(20) 電子媒体複製物閲覧回数

電子媒体複製物を閲覧する回数をいう。

(21) 電子媒体複製物閲覧可能者数

利用者の従業員・職員等のうち電子媒体複製物を閲覧することが可能な

- 人数をいう。
- (22) 教育・学習機関
小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、大学院、大学校、専修学校および知識・技能等を教授するために設置されたその他の教育施設（予備校、私塾、カルチャースクール等を含む）をいう。
- (23) 複製利用等
紙媒体複製利用等または電子媒体複製利用等ならびにその閲覧をいう。

第4条（許諾の範囲）

- (1) 本規程によって JCOPY が許諾する複製利用等は JCOPY が管理する著作物のみとする。
- (2) 利用者が複製利用等を行うことのできる著作物の範囲と部数は委託者が指定するものとし、その著作物ごとの制限ページ数、制限部数は JCOPY のウェブサイトに掲載する。
- (3) JCOPY のウェブサイトの包括許諾の欄に「不可」と記された著作物には、第6条（3）および第8条による許諾方式は適用されない。
- (4) JCOPY のウェブサイトの大学図書館包括許諾の欄に「不可」と記された著作物には、第8条による許諾方式は適用されない。
- (5) JCOPY のウェブサイトの電子媒体複製利用等許諾の欄に「不可」と記された著作物には、第2章第4節、第5節および第6節による許諾方式は適用されない。

第5条（複製利用等の許諾）

利用者は、JCOPY と著作物等複製利用等許諾契約（以下「許諾契約」という）を締結しなければならない。

第2章 許諾の方式

第1節 譲渡を目的としない紙媒体複製

第6条（許諾契約の方式）

譲渡を目的としない紙媒体複製にかかる許諾契約は、利用者の選択により次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 紙媒体複製個別許諾方式

利用者は紙媒体複製のつど、紙媒体複製を行う出版物の名称、範囲およ

び部数を JCOPY に申請して許諾を得、本方式に適用される 1 ページ、1 論文または 1 記事あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。

(2) 紙媒体複製年間報告許諾方式

① 許諾の方式

利用者はあらかじめ年間の許諾契約を締結し、1 ヶ月または 3 ヶ月ごとに紙媒体複製を行ったすべての出版物の名称、範囲および部数についての報告書を JCOPY に提出し、本方式に適用される 1 ページ、1 論文または 1 記事あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。

② 利用報告

利用者は前号に記載の報告書を各利用期間終了後 1 4 日以内に JCOPY に提出しなければならない。

(3) 紙媒体複製年間包括許諾方式

① 許諾の方式

利用者はあらかじめ 1 年単位の許諾契約を締結し、その属する業種ごとの従業員・職員等 1 人あたりの年間使用料の額に、当該利用者の従業員・職員等の数を乗じた年間使用料を事前に支払うものとする。ただし、紙媒体複製が恒常的紙媒体複製利用者によって行われ、当該業種における利用者から恒常的紙媒体複製利用者を対象として年間使用料を算定したい旨の申し出があった場合には、本項において従業員・職員等を恒常的紙媒体複製利用者と読み替えるものとする。

業種ごとの従業員・職員等 1 人あたりの年間使用料の額は、以下の方法で計算する。

(ア)利用者ごとに本項②に記載の紙媒体複製実態調査を行い、その結果から得られた出版物ごとの紙媒体複製ページ数を利用者が属する業種別に集計し、その出版物ごとの紙媒体複製ページ数に、本方式に適用される 1 ページあたりの使用料の額を乗じる。

(イ)利用者が許諾を求めるすべての出版物について、それぞれ (ア) の積を算出のうえ、これらの積を合計する。

(ウ)前号の積の合計を、当該紙媒体複製実態調査の対象となった利用者の従業員・職員等数合計で除し、その金額を従業員・職員等 1 人あたりの当該紙媒体複製実態調査期間における使用料とする。

(エ)前号の使用料の額を当該紙媒体複製実態調査の期間に応じて 1 年間の金額に換算し、業種ごとの従業員・職員等 1 人あたりの年間使用料の額とする。

年間使用料は利用者による実際の紙媒体複製利用量にかかわらず一定とする。

上記にいう年間使用料は国内出版物、国外出版物それぞれ個別に計算するものとし、利用実態により国内出版物のみ、国外出版物のみ、もしくはその両方の合計額とする。

従業員・職員等 1 人あたりの年間使用料の額を業種ごとに設定することが困難である場合、または不適當である場合は、本条の規定に準じて利用者ごとにその従業員・職員等 1 人あたりの年間使用料の額を契約者と協議のうえ設定することもできる。

② 紙媒体複製実態調査

利用者には、使用料の委託者への分配と業種ごとの従業員・職員等 1 人あたりの年間使用料の額の設定または変更を目的とした紙媒体複製利用実態調査が義務付けられる。

個々の利用者に対する紙媒体複製利用実態調査は最大限 2 年に一度とし、利用者の属する業種における平均的な調査頻度を上回らないものとする。

③ 大学図書館の取り扱い

大学図書館においては、利用者の選択により本項に代えて第 2 節に規定する方式を適用することができる。

第 2 節 大学図書館における譲渡を目的としない紙媒体複製

第 7 条 (大学図書館における譲渡を目的としない紙媒体複製)

大学図書館における譲渡を目的としない紙媒体複製を行うことについて年間の許諾契約を締結する場合は、利用者の選択により第 6 条 (3) の規定に代えて本節の規定に基づき契約することができる。ただし、第 4 節の規定に基づいて作成された電子媒体複製物から紙媒体複製を行う場合には、本節の規定は適用されない。

第 8 条 (大学図書館紙媒体複製年間包括許諾方式)

(1) 許諾の方式

利用者はあらかじめ 1 年単位の許諾契約を締結し、紙媒体複製 10,000 枚あたりの年間使用料の額に、当該利用者が当初 1 年間に行う予定で JCOPY に申告した紙媒体複製予定枚数を乗じ、10,000 で除した年間使用料を事前に支払うものとする。紙媒体複製 10,000 枚あたりの年間使用料の額は、以下の方法で計算する。

(ア)利用者ごとに本条 (2) に記載の紙媒体複製実態調査を行い、その結果から得られた出版物ごとの紙媒体複製枚数 (著作権法第 3 1 条

が適用されない紙媒体複製にかかる枚数をいう)を、当該利用者における複製ページ数と複製枚数の比率を用いて年間の複製ページ数に換算のうえ、本方式に適用される1ページあたりの使用料の額を乗じる。

(イ)利用者が許諾を求めるすべての出版物について、それぞれ(ア)の積を算出のうえ、これらの積を合計する。

(ウ)前号の積の合計を、当該利用者における複製ページ数と複製枚数の比率を用いて換算された年間の複製枚数を基準として算定される年間の金額に換算する。

(エ)前号により換算された金額を、当該利用者における年間の紙媒体複製10,000枚あたりの金額に換算する。

年間使用料は紙媒体複製利用量にかかわらず一定とする。

上記にいう年間使用料は国内出版物、国外出版物それぞれ個別に計算するものとし、利用実態により国内出版物のみ、国外出版物のみ、またはその両方の合計額とする。

(2) 紙媒体複製実態調査

利用者には、使用料の委託者への分配と紙媒体複製10,000枚あたりの年間使用料の額の設定または変更を目的とした紙媒体複製利用実態調査が義務付けられる。

個々の利用者に対する紙媒体複製利用実態調査は最大限2年に一度とする。

第3節 譲渡を目的とする紙媒体複製利用等

第9条 (許諾契約の方式)

譲渡を目的とする紙媒体複製利用等にかかる許諾契約は、利用者の選択により次のいずれかの方式によるものとする。

ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の2の規定に基づく紙媒体複製利用等について年間の許諾契約を締結する場合は、利用者の選択により本条に代えて第7節に規定する方式を適用することができる。

(1) 紙媒体複製利用等個別許諾方式

① 許諾の方式

第6条(1)に準ずる。ただし、「紙媒体複製を行う」とあるのは「紙媒体複製利用等を行う」と読み替えるものとする。

- ② 許諾済複製物シールの貼付
利用者は本方式によって譲渡またはファクシミリ送信する当該紙媒体複製物に JCOPY 所定の許諾済複製物シールを貼付しなければならない。
- (2) 紙媒体複製利用等年間報告許諾方式
 - ① 許諾の方式
第6条(2)①に準ずる。ただし、「紙媒体複製を行った」とあるのは「紙媒体複製利用等を行った」と読み替えるものとする。
 - ② 利用報告
第6条(2)②に準ずる。
 - ③ 許諾済複製物シールの貼付
本条(1)②に準ずる。

第4節 譲渡および外部閲覧を目的としない電子媒体複製等

第10条 (許諾契約の方式)

譲渡および外部閲覧を目的としない電子媒体複製等にかかる許諾契約は、利用者の選択により次のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 電子媒体複製等個別許諾端末数方式
 - ① 許諾の範囲
電子媒体複製等を行う場合に適用する。
 - ② 許諾の方式
利用者は電子媒体複製のつど、電子媒体複製等を行う出版物の名称、範囲、複製数、および電子媒体複製物閲覧端末数を JCOPY に申請して許諾を得、本方式に適用される1ページ、1論文または1記事あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。
- (2) 電子媒体複製等年間報告許諾端末数方式
 - ① 許諾の範囲
電子媒体複製等を行う場合に適用する。
 - ② 許諾の方式
利用者はあらかじめ年間の許諾契約を締結し、1ヶ月または3ヶ月ごとに電子媒体複製等を行ったすべての出版物の名称、範囲、複製数、および電子媒体複製物閲覧端末数についての報告書を JCOPY に提出し、本方式に適用される1ページ、1論文または1記事あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。
 - ③ 利用報告

利用者は前号に記載の報告書を各利用期間終了後14日以内にJCOPYに提出しなければならない。

(3) 電子媒体複製等年間報告許諾閲覧回数方式

① 許諾の範囲

電子媒体複製等を行う場合に適用する。

② 許諾の方式

利用者はあらかじめ年間の許諾契約を締結し、1ヶ月または3ヶ月ごとに電子媒体複製等を行ったすべての出版物の名称、範囲、複製数、および電子媒体複製物閲覧回数についての報告書をJCOPYに提出し、本方式に適用される1ページ、1論文または1記事あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。

③ 利用報告

本条(2)③に準ずる。

(4) 電子媒体複製個別許諾電子複製数方式

① 許諾の範囲

電子媒体複製を行う場合に適用する。サーバ蓄積を行う場合には適用しない。

② 許諾の方式

利用者は電子媒体複製のつど、電子媒体複製を行う出版物の名称、範囲および複製数(再複製数を含む)をJCOPYに申請して許諾を得、本方式に適用される1ページ、1論文または1記事あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。

(5) 電子媒体複製年間報告許諾電子複製数方式

① 許諾の範囲

電子媒体複製を行う場合に適用する。サーバ蓄積を行う場合には適用しない。

② 許諾の方式

利用者はあらかじめ年間の許諾契約を締結し、1ヶ月または3ヶ月ごとに電子媒体複製を行ったすべての出版物の名称、範囲、および複製数(再複製数を含む)についての報告書をJCOPYに提出し、本方式に適用される1ページ、1論文または1記事あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。

③ 利用報告

本条(2)③に準ずる。

(6) 電子媒体複製等個別許諾閲覧者係数方式

① 許諾の範囲

電子媒体複製等を行う場合に適用する。

② 許諾の方式

利用者は電子媒体複製のつど、電子媒体複製等を行う出版物の名称、範囲、複製数、および電子媒体複製物閲覧可能者数を JCOPY に申請して許諾を得、本方式に適用される 1 ページ、1 論文または 1 記事あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。

(7) 電子媒体複製等年間報告許諾閲覧者係数方式

① 許諾の範囲

電子媒体複製等を行う場合に適用する。

② 許諾の方式

利用者はあらかじめ年間の許諾契約を締結し、1 ヶ月または 3 ヶ月ごとに電子媒体複製等を行ったすべての出版物の名称、範囲および複製数、電子媒体複製物閲覧可能者数についての報告書を JCOPY に提出し、本方式に適用される 1 ページ、1 論文または 1 記事あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。

③ 利用報告

本条(2)③に準ずる。

第 11 条 (許諾の条件)

本節にかかる許諾の条件は以下のとおりとする。

(1) 電子媒体複製物の紙媒体複製

本節の規定に基づき作成された電子媒体複製物から紙媒体複製を行う場合には、第 1 節または第 3 節の規定に従い、別途、JCOPY から許諾を得なければならない。

(2) 許諾複製物の表示

利用者は、前条の方式によって作成された電子媒体複製物について、JCOPY から許諾を得て作成されたものである旨および無許諾での再複製を禁じる旨を、適切な方法で表示しなければならない。

(3) サーバ蓄積の中止ならびに解除

利用者は、前条(1)、(2)、(3)、(6)または(7)の方式によって電子媒体複製等を行った著作物の全部または一部が、JCOPY が管理する著作物から除外された場合、JCOPY のウェブサイト当該著作物が除外された旨の告知が掲載された日から 30 日以内に、当該電子媒体複製物のサーバ蓄積を中止ならびに解除しなければならない。

(4) 許諾後の電子媒体複製物閲覧端末数または電子媒体複製物閲覧可能者数の増加

利用者は、前条（１）、（２）、（６）または（７）の方式によって作成された電子媒体複製物閲覧端末数あるいは電子媒体複製物閲覧可能者数が許諾後に増加した場合には、増加の日から３０日以内に JCOPY にその旨を報告し、追加使用料を支払わなければならない。

- （５）教育・学習機関における学生・生徒による利用の除外
本節の規定は教育・学習機関における学生・生徒による利用には適用しない。

第５節 外部閲覧を目的とする電子媒体複製等

第１２条（許諾契約の方式）

外部閲覧を目的とする電子媒体複製等にかかる許諾契約は、利用者の選択により次のいずれかの方式によるものとする。

- （１）電子媒体複製等個別許諾端末数方式
第１０条（１）に準ずる。
- （２）電子媒体複製等年間報告許諾端末数方式
第１０条（２）に準ずる。
- （３）電子媒体複製等年間報告許諾閲覧回数方式
第１０条（３）に準ずる。

第１３条（許諾の条件）

本節にかかる許諾の条件は以下のとおりとする。

- （１）許諾複製物の表示
利用者は、前条の方式によって作成された電子媒体複製物について、JCOPY から許諾を得て作成されたものである旨および無許諾での再複製を禁じる旨を、適切な方法で表示しなければならない。
- （２）サーバ蓄積の中止ならびに解除
利用者は、前条の方式によって電子媒体複製等を行った著作物の全部または一部が、JCOPY が管理する著作物から除外された場合、JCOPY のウェブサイト当該著作物が除外された旨の告知が掲載された日から３０日以内に、当該著作物の電子媒体複製物のサーバ蓄積を中止ならびに解除しなければならない。
- （３）許諾後の電子媒体複製物閲覧端末数の増加
利用者は、前条（１）または（２）の方式によって作成された電子媒体複製物閲覧端末数が許諾後に増加した場合には、増加の日から３０日以

- 内に JCOPY にその旨を報告し、追加使用料を支払わなければならない。
- (4) 教育・学習機関における学生・生徒による利用の除外
本節の規定は教育・学習機関における学生・生徒による利用には適用しない。
 - (5) 電子媒体複製利用等を行うことを業とする者による利用の除外
本節の規定は、利用者が、自らの顧客のために電子媒体複製利用等を行うことを業とする者である場合には適用しない。

第6節 譲渡を目的とする電子媒体複製

第14条 (許諾契約の方式)

譲渡を目的とする電子媒体複製利用にかかる許諾契約は、利用者の選択により次のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 電子媒体複製個別許諾電子複製数方式
第10条(4)に準ずる。ただし、「電子媒体複製を行う」とあるのは「電子媒体複製および電子媒体複製物の譲渡を行う」と読み替えるものとする。
- (2) 電子媒体複製年間報告許諾電子複製数方式
第10条(5)に準ずる。ただし、「電子媒体複製を行う」とあるのは「電子媒体複製および電子媒体複製物の譲渡を行う」と読み替えるものとする。

第15条 (許諾の条件)

本節にかかる許諾の条件は以下のとおりとする。

- (1) 許諾複製物の表示
利用者は、前条の方式によって作成された電子媒体複製物について JCOPY から許諾を得て作成されたものである旨および無許諾での再複製を禁じる旨を、適切な方法で表示しなければならない。
- (2) 教育・学習機関における学生・生徒による利用の除外
本節の規定は教育・学習機関における学生・生徒による利用には適用しない。

第7節 医薬関係者情報等の紙媒体複製利用等

第16条（医薬関係者情報等の紙媒体複製利用等）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の2の規定に基づいて紙媒体複製利用等を行う場合には、その特殊性に鑑み、利用者の選択により第3節の規定に代えて本節の規定に基づき契約することができる。ただし、第4節、第5節または第6節の規定に基づいて作成された電子媒体複製物から紙媒体複製利用等を行う場合には、本節の規定は適用されない。

第17条（定義）

本節における、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

（1）製薬会社等

医薬品または医療機器の製造販売業者等、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の2の適用を受ける事業者をいう。

（2）医薬関係者

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の2に規定される者をいう。

（3）MR（Medical Representative）

医薬関係者に対して医薬品に関する情報の提供と収集を行う製薬会社等の医薬情報担当者をいう。

（4）医薬関係者情報

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の2に規定される医薬関係者への情報をいい、その利用目的によって以下のA、B、Cの3段階に分類される。いずれの場合も利用者のプロモーションツール（宣伝販売促進用資料）としての利用は含まれない。

A：医薬品の使用中または使用後における(1)副作用関連、(2)用法・用量に対する疑問、(3)効果、(4)医療過誤等、に関する情報

B：医薬品の使用前における(1)副作用関連 (2)用法・用量の確認、(3)効果予測、(4)相互作用等、に関する情報

C：医薬品の使用前・中・後における(1)添付文書データの根拠、(2)パンフレット記載データの根拠、(3)その他製品関連、に関する情報

（5）特定医薬関係者情報

医薬関係者情報のうち、(a)医薬関係者が患者の治療に実際に関与し、(b)その医薬関係者がその患者に医薬品を投与しているか、または投与する

予定があり、(c) その医薬関係者がその医薬品の薬効と安全性の情報を当該医薬品の製造販売業者に対して求め、(d) その医薬品製造販売業者が当該医薬品またはその成分について直接の記述が掲載されている著作物の情報をその医薬関係者に提供する、のすべてに該当する場合における医薬関係者情報のAまたはB段階に該当する情報をいう。

第18条 (年間医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式)

医薬関係者情報を医薬関係者へ譲渡することを目的とする紙媒体複製利用等にかかる許諾契約の方式は、年間医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式によるものとする。

(1) 許諾の方式

利用者はあらかじめ年間の許諾契約を締結し、以下に基づき算定された年間使用料を事前に支払う。

年間使用料は、本方式に適用される1ページあたりの使用料の額に、本条(2)に規定される複製利用実態調査の結果算定される利用者のMR1人あたりの年間紙媒体複製利用ページ数と利用者のMR数を乗じ、更に利用者のMR1人あたりの年間紙媒体複製利用ページ数に対する本方式に該当する紙媒体複製ページの割合を乗じることにより算定する。

年間使用料は利用者による実際の紙媒体複製利用量にかかわらず一定とする。

(2) 複製利用実態調査

利用者には使用料の委託者への分配ならびに1ページあたりの使用料の額とMR1人あたりの年間複製利用ページ数算定を目的とした複製利用実態調査が義務付けられる。複製利用実態調査は最大限2年に一度とする。

(3) 許諾済複製物シールの貼付

利用者は本方式によって譲渡またはファクシミリ送信する当該紙媒体複製物にJCOPY所定の許諾済複製物シールを貼付しなければならない。

(4) 適用除外

本条は、国外出版物の紙媒体複製利用等には適用されない。

(5) 本条の備考

JCOPYと第9条に基づく許諾契約を締結している製薬会社等以外の第三者が製薬会社等の求めに応じて医薬関係者情報を紙媒体複製し、当該製薬会社等が医薬関係者へ再譲渡または再ファクシミリ送信するために当該製薬会社等に当該紙媒体複製物を譲渡またはファクシミリ送信するものについて、当該製薬会社等がその使用料を支払うことを申し出、JCOPYがこれを認めるときは、当該製薬会社等は本条に定める方式により、そ

の使用料を支払うことができる。この場合、当該第三者の当該紙媒体複製にかかる使用料支払義務は免除される。ただし、以上は 2016 年 3 月 31 日までの適用とする。

第 19 条（年間特定医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式）

特定医薬関係者情報を医薬関係者へ譲渡することを目的とする紙媒体複製利用等にかかる許諾契約の方式は、年間特定医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式によるものとする。

（1）許諾の方式

利用者はあらかじめ年間の許諾契約を締結し、以下に基づき算定された年間使用料を事前に支払う。

年間使用料は、本方式に適用される 1 ページあたりの使用料の額に、本条（2）に規定される複製利用実態調査の結果算定される利用者の MR 1 人あたりの年間紙媒体複製利用ページ数と利用者の MR 数を乗じ、更に利用者の MR 1 人あたりの年間紙媒体複製利用ページ数に対する本方式に該当する紙媒体複製ページの割合を乗じることにより算定する。ただし、年間使用料は国内出版物、国外出版物それぞれ個別に計算するものとし、利用者の利用実態により国内出版物のみ、国外出版物のみ、またはその両方の合計額とする。

年間使用料は利用者による実際の紙媒体複製利用量にかかわらず一定とする。

（2）複製利用実態調査

前条（2）に準ずる。

（3）許諾済複製物シールの貼付

前条（3）に準ずる。

第 3 章 使用料

第 20 条（使用料）

以下の許諾方式に適用される使用料の額は、それぞれ次のとおりとする。

（1）紙媒体複製年間包括許諾方式

本方式に適用される国内出版物の 1 ページあたりの使用料の額は別紙 1 に記載のとおりとする。本方式に適用される国外出版物の 1 ページ、1 論文または 1 記事あたりの使用料の額は委託者が指定するものとする。なお、第 6 条（3）①により計算された額が 3,000 円に満たない場合、

- その年間使用料は 3,000 円とする。
- (2) 大学図書館紙媒体複製年間包括許諾方式
前項に準ずる。
 - (3) 電子媒体複製等個別許諾閲覧者係数方式
本方式に適用される使用料の額は、JCOPY のウェブサイトに掲載された、委託者が指定する著作物ごとの使用料の額に、別紙 2 に記載の JCOPY が設定する電子媒体複製物閲覧可能者数に応じた係数を乗じた金額とする。ただし、電子媒体複製物の閲覧と同時に常に紙媒体複製を行う利用者は、電子媒体複製物閲覧可能者数から除外することができる。
 - (4) 電子媒体複製等年間報告許諾閲覧者係数方式
前項に準ずる。
 - (5) 年間医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式
本方式に適用される 1 ページあたりの使用料の額は別紙 3 に記載のとおりとする。
 - (6) 年間特定医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式
本方式に適用される国内出版物の 1 ページあたりの使用料の額は前項に準ずる。本方式に適用される国外出版物の 1 ページ、1 論文または 1 記事あたりの使用料の額は委託者が指定するものとする。

第 2 1 条 (委託者が使用料を定める許諾方式)

以下の許諾方式に適用される 1 ページ、1 論文または 1 記事あたりの使用料の額は、委託者が指定するものとする。

- (1) 紙媒体複製個別許諾方式
- (2) 紙媒体複製年間報告許諾方式
- (3) 紙媒体複製利用等個別許諾方式
- (4) 紙媒体複製利用等年間報告許諾方式
- (5) 電子媒体複製等個別許諾端末数方式
- (6) 電子媒体複製等年間報告許諾端末数方式
- (7) 電子媒体複製等年間報告許諾閲覧回数方式
- (8) 電子媒体複製個別許諾電子複製数方式
- (9) 電子媒体複製年間報告許諾電子複製数方式
- (10) 国外出版物について適用される、紙媒体複製年間包括許諾方式、大学図書館紙媒体複製年間包括許諾方式および年間特定医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式

第 2 2 条 (譲渡を目的とする電子媒体複製の許諾方式に関する補足)

第14条各項に定める許諾方式に適用される1ページ、1論文または1記事あたりの使用料の額は、電子媒体複製物1部の一個人もしくは一法人等に対する譲渡を目的とする電子媒体複製一回について適用される金額とする。また、譲渡を目的とする電子媒体複製を行った後、結果的に譲渡が行われなかった場合でも、使用料の額は減額されないものとする。

第23条（その他）

本規程に定めのない方法により著作物を利用する場合または本規程が利用者の利用状況に則さない場合は、目的、形態などの事情を考慮して利用者と協議し、使用料の額を定めるものとする。

附則

第1条 本規程は、2009年7月1日より実施する。

第2条 第4節の規定は2010年3月31日までに見直しを行う。

附則（2010年4月15日）

第1条 前条の規定にかかわらず、第4節の規定は2012年3月31日までに見直しを行う。本改正は2010年4月15日より適用する。

附則（2015年2月26日）

第1条 本規程は、2015年4月1日付を以って改正、適用する。

(150401)

国内出版物	
出版物の領域	1 ページあたりの使用料の額
自然科学	¥35
人文・社会科学	¥30
専門新聞	¥20
一般書籍	¥15
一般雑誌	¥10

別紙 2

電子媒体複製物閲覧可能者数に応じた係数	
電子媒体複製物閲覧可能者数	係数
0名～1名	1
2名～5名	当該人数に同じ
6名～9名	× 6
10名～19名	× 10
20名～39名	× 15
40名～79名	× 20
80名～199名	× 30
200名～499名	× 40
500名～999名	× 50
1,000名以上	50 + 1,000名迄ごとに係数5を加えたもの

ただし、閲覧者が閲覧と同時に常に紙媒体複製を行う場合の閲覧可能者数は、電子媒体複製物閲覧可能者数から除外することができる。

別紙 3

国内出版物	
医薬関係者情報の複製利用等の許諾方式	1 ページあたりの使用料の額
年間医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式	¥70
年間特定医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式	¥50

(150401)